

# 兵庫県公報

令和6年9月27日 金曜日 第553号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

ページ

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（地域福祉課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の辞退の届出（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 特定農業用ため池の指定（同）	3
○ 特定ため池の指定（同）	3
○ 令和元年兵庫県告示第270号（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	3
○ 令和元年兵庫県告示第271号（特定ため池の指定）の一部改正（同）	4
○ 令和2年兵庫県告示第425号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	5
○ 令和2年兵庫県告示第425号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同）	6
○ 令和2年兵庫県告示第606号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	6
○ 令和2年兵庫県告示第606号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同）	7
○ 令和3年兵庫県告示第1065号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	8
○ 令和3年兵庫県告示第1065号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同）	8
○ 令和4年兵庫県告示第1249号（特定ため池の指定）の一部改正（同）	9
○ 令和5年兵庫県告示第979号（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	9
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	10
○ 道路の位置指定の取消し（北播磨県民局）	10
○ 重要調整池に係る検査の結果（同）	10
○ 重要調整池の維持管理義務の免除（同）	10
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（同）	11

### 公 告

○ 落札者等の公示（医務課）	12
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	12
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 入札公告（物品管理課）	14
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	20
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	23
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	23

### 病院局公告

○ 随意契約の相手方等の公示	23
----------------	----

### 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告

○ 漁業法に基づく指示	24
-------------	----

### 教育委員会告示

○ 無形民俗文化財の登録	26
--------------	----

### 公安委員会告示

○ 平成12年兵庫県公安委員会告示第127号（運転免許取得者教育施設の認定）の一部改正	26
---	----

## 告 示

**兵庫県告示第892号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
ライフサポートリアン	芦屋市打出町5-22-201	合同会社リアン	芦屋市打出町5-22-201	所在地
訪問看護ステーション花うさぎ	豊岡市下宮2-8	株式会社 太陽ライフサポート	豊岡市下宮2-8	同上
あさみ生活応援隊	加古川市加古川町粟津661-6	株式会社タカタン	加古川市加古川町粟津661-6	同上
ケアセンターララ	加古川市野口町北野1161-10	株式会社 C. c o c o	大阪市天王寺区上本町6-2-26-701	同上
訪問看護ステーションLaLa	同上	同上	同上	同上
ボラリスデイサービスセンター逆瀬川	宝塚市逆瀬川2-2-5 アリビオ逆瀬川1F	株式会社ボラリス	宝塚市旭町3-9-1	同上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
エルケア株式会社エルケア宝塚ケアプランセンター	宝塚市長尾町78	エルケア株式会社	大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル25F
医療法人協和会スミスケアプランセンター	川西市平野2-11-5	医療法人協和会	川西市火打1-7-13



**兵庫県告示第893号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から辞退の届出があった。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
ゆあさ内科	川西市大和西2-1-8	湯浅 精一	川西市大和西2-1-8



**兵庫県告示第894号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和6年9月10日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	乙河内地区	令和6年9月27日から 同年10月16日まで	丹波市役所



**兵庫県告示第895号**

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市町名	指定した特定農業用ため池	市町名	指定した特定農業用ため池
神戸市	中池	淡路市	清水池
洲本市	城池田主上池外1箇所	猪名川町	西山池



**兵庫県告示第896号**

ため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第17条第1項の規定により特定ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
洲本市	清水谷池外1箇所	南あわじ市	万蔵池
三木市	ベラ池		



**兵庫県告示第897号**

令和元年兵庫県告示第270号（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市 町 名	指定した特定農業用ため池	市 町 名	指定した特定農業用ため池
神戸市	白川大池外135箇所	丹波篠山市	市谷池（瀬利）外31箇所
姫路市	玉手池外136箇所	丹波市	古池外31箇所
西宮市	新池（金仙寺奥ノ池）外4箇所	南あわじ市	大谷上池外86箇所
洲本市	山ノ神池外158箇所	朝来市	末谷池外12箇所
相生市	堂谷池外1箇所	淡路市	重郎兵衛池外135箇所
豊岡市	三谷池外4箇所	宍粟市	新池外6箇所
加古川市	上新池外90箇所	加東市	カゴ池外184箇所
たつの市	下池外43箇所	猪名川町	畑田下池外14箇所
赤穂市	権現池外15箇所	多可町	牧野大池外24箇所
西脇市	大木大池外82箇所	稲美町	荒内池外35箇所
宝塚市	大山ノ池外3箇所	神河町	畑川原池外1箇所
三木市	皿池外91箇所	市川町	イヤ谷新池外19箇所
高砂市	北脇新池外10箇所	福崎町	金垣内池外56箇所
川西市	大草上池外12箇所	太子町	西ノ下池外7箇所
小野市	芦谷1号外145箇所	上郡町	三軒谷池外20箇所
三田市	奥ノ谷口池外14箇所	佐用町	奥山溜池外13箇所
加西市	旅順池外164箇所	香美町	笠波池外1箇所



**兵庫県告示第898号**

令和元年兵庫県告示第271号（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市 町 名	指定した特定ため池	市 町 名	指定した特定ため池
神戸市	幸徳大池外289箇所	養父市	篠谷上池外4箇所
姫路市	町坪池外122箇所	丹波市	森ノ下池外14箇所
明石市	黒星池外70箇所	南あわじ市	かるふと下池外186箇所
西宮市	上ヶ平池（鮫貝池）外6箇所	朝来市	くづい池外9箇所
洲本市	川原池外183箇所	淡路市	奥ノ内池外330箇所

伊丹市	西池黒池	宍粟市	山田池
相生市	大陣原下池外59箇所	加東市	尾巻池外85箇所
豊岡市	松原池外10箇所	猪名川町	畑田中池外45箇所
加古川市	新池外114箇所	多可町	垣内池外59箇所
たつの市	山根上池外22箇所	稲美町	三ツ池外36箇所
赤穂市	新池外2箇所	播磨町	城池外7箇所
西脇市	皿池外28箇所	神河町	丸池外5箇所
宝塚市	弓場池外80箇所	市川町	塩谷下池外46箇所
三木市	新池外455箇所	福崎町	丸池外19箇所
高砂市	清水池外3箇所	太子町	下アング池外4箇所
川西市	久代下池外17箇所	上郡町	休治新池外15箇所
小野市	鳴谷池外44箇所	佐用町	永谷田池外19箇所
三田市	松谷池外147箇所	香美町	弥三郎池外2箇所
加西市	庄次郎池外214箇所	新温泉町	奥山池外3箇所
丹波篠山市	宝谷池外25箇所		



**兵庫県告示第899号**

令和2年兵庫県告示第425号の2（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市町名	指定した特定農業用ため池	市町名	指定した特定農業用ため池
神戸市	小河大池外36箇所	南あわじ市	八木小屋池外6箇所
姫路市	隠谷下池外51箇所	淡路市	奥ノ谷池外81箇所
西宮市	瓢箪池外2箇所	宍粟市	近江ヶ谷池外2箇所
洲本市	山神中池外43箇所	加東市	新池外93箇所
相生市	馬道池外2箇所	猪名川町	北谷池外7箇所
加古川市	新池外6箇所	多可町	奥桑谷池
たつの市	地獄谷池外17箇所	稲美町	奥の池
赤穂市	荷子台池外2箇所	神河町	宮野奥池
西脇市	新池外9箇所	市川町	日原西ノ谷口池外1箇所
三木市	谷奥大池外15箇所	福崎町	向内池外1箇所

小野市	聾池外32箇所	太子町	ナタン池
三田市	伊助谷池外23箇所	上郡町	梅谷池外19箇所
加西市	翁谷口池外61箇所	佐用町	柴谷古池外16箇所
丹波市	大正池外39箇所	新温泉町	タチヤ池外3箇所



**兵庫県告示第900号**

令和2年兵庫県告示第425号の3（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
神戸市	笹原池外150箇所	養父市	新宮坂池外2箇所
姫路市	唐立池外71箇所	丹波市	益水池外55箇所
明石市	又池外11箇所	南あわじ市	新池外34箇所
西宮市	小池（辻池）外11箇所	朝来市	ホドワ池外6箇所
洲本市	長池（木原池）外111箇所	淡路市	川池下池外184箇所
相生市	真谷古池外6箇所	宍粟市	天神上池外2箇所
豊岡市	中谷池外2箇所	加東市	坂池外60箇所
加古川市	狐池外15箇所	猪名川町	西の池外41箇所
たつの市	前池外33箇所	多可町	馬場池外12箇所
赤穂市	ハブ池外5箇所	稲美町	芦池
西脇市	島田池外12箇所	神河町	山田池
宝塚市	ナベガ谷池外20箇所	市川町	牛谷池外18箇所
三木市	1号池外182箇所	福崎町	蓮池外13箇所
川西市	正覚池外5箇所	太子町	檜谷上池外4箇所
小野市	アシ谷奥池外49箇所	上郡町	桐ヶ田尾池外7箇所
三田市	松林寺池外197箇所	佐用町	柴谷新池外23箇所
加西市	境谷池外149箇所	香美町	芝池下池
丹波篠山市	奥谷池外71箇所	新温泉町	平林池外13箇所



**兵庫県告示第901号**

令和2年兵庫県告示第606号の2（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市町名	指定した特定農業用ため池	市町名	指定した特定農業用ため池
神戸市	宮前の池外58箇所	丹波篠山市	天神池（大上）外67箇所
姫路市	西山大池外45箇所	養父市	四田谷池外6箇所
明石市	第17号池外4箇所	丹波市	新池外25箇所
西宮市	神呪池外2箇所	南あわじ市	内ヶ谷上池外79箇所
洲本市	杭田池外125箇所	朝来市	直谷池
相生市	岩屋谷池外16箇所	淡路市	井戸尻池外167箇所
豊岡市	梅ヶ坪池外1箇所	宍粟市	船谷池外29箇所
加古川市	新内池外24箇所	加東市	神山池外68箇所
たつの市	車池外40箇所	猪名川町	弁天池外18箇所
赤穂市	亀谷池外17箇所	多可町	新池外25箇所
西脇市	清水池	神河町	南山池外1箇所
宝塚市	寺西池上外8箇所	市川町	日原西ノ谷奥池外4箇所
三木市	三割池外83箇所	福崎町	黒田池
高砂市	高砂-359外3箇所	太子町	向池外5箇所
小野市	中之池外10箇所	上郡町	野尻池外26箇所
三田市	大門上池外25箇所	佐用町	本谷池外29箇所
加西市	了徳寺池外10箇所	香美町	上林池



**兵庫県告示第902号**

令和2年兵庫県告示第606号の3（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
神戸市	大鳥喰池外45箇所	加西市	前田池外3箇所
姫路市	上池外18箇所	丹波篠山市	篠-911外20箇所
明石市	平池外1箇所	養父市	平山池外1箇所
洲本市	しんず池外23箇所	丹波市	三原池外1箇所

相生市	湯ノ谷池外8箇所	南あわじ市	八ツ股池外28箇所
豊岡市	椎木池外5箇所	朝来市	寺内池外1箇所
加古川市	伝兵衛池外20箇所	淡路市	新池外64箇所
たつの市	平成池外2箇所	宍粟市	南池外8箇所
赤穂市	釜谷池外5箇所	加東市	大谷中池外6箇所
西脇市	堂屋敷池②外2箇所	猪名川町	畑ヶ田池外21箇所
宝塚市	馬淵池外6箇所	多可町	弁天池外18箇所
三木市	奥の池外28箇所	神河町	西山池
高砂市	上座エ門池	市川町	入角米山池外9箇所
川西市	東谷下池外1箇所	太子町	中ノ池
小野市	小野工業団地2号調整池外1箇所	上郡町	西岡池外10箇所
三田市	まとば池外62箇所	新温泉町	奥中池



**兵庫県告示第903号**

令和3年兵庫県告示第1065号の2（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市町名	指定した特定農業用ため池	市町名	指定した特定農業用ため池
神戸市	家の上池（にしかど池）	淡路市	西ノ谷池
姫路市	亀池	宍粟市	山田池外3箇所
西脇市	記念池	加東市	藤治池外7箇所
高砂市	大池	猪名川町	丸尾池
小野市	観音谷上池	稲美町	宮谷池外1箇所
三田市	有田池	神河町	成林池
養父市	赤淵池外1箇所	市川町	向谷田新池外2箇所
南あわじ市	南-381	上郡町	横谷池
朝来市	ふたた池		



**兵庫県告示第904号**

令和3年兵庫県告示第1065号の3（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。



指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
姫路市	ししわけ池外6箇所	養父市	奥山池
明石市	更池外1箇所	南あわじ市	釜池
相生市	西野奥下池	宍粟市	下河原池外1箇所
三木市	8号調整池	稲美町	竹谷池
高砂市	春日池	市川町	市川-144外6箇所
小野市	小-102	上郡町	西ノ奥池
三田市	三田-1773外1箇所	新温泉町	初峰池外1箇所



**兵庫県告示第905号**

令和4年兵庫県告示第1249号（特定ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
神戸市	下池外23箇所	加西市	小池
洲本市	髭谷池	南あわじ市	錦谷池
西脇市	治山池	淡路市	水取池外1箇所
三木市	三木-3433外1箇所		



**兵庫県告示第906号**

令和5年兵庫県告示第979号（特定農業用ため池の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則の表を次のように改める。

指定した特定農業用ため池については、以下のホームページで閲覧することができる。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市町名	指定した特定農業用ため池	市町名	指定した特定農業用ため池
神戸市	二ツ坂の池外76箇所	高砂市	私池外7箇所
洲本市	福利ヶ池外2箇所	加東市	芦原池
たつの市	奥新池	猪名川町	山瀬池
西脇市	五領池	福崎町	柳田池
三木市	三太郎池		

兵庫県告示第907号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神北県民局長から報告があった。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 日時  
令和6年10月7日（月）午後2時から午後3時まで
- 2 場所  
宝塚市旭町2丁目4番15号 兵庫県宝塚総合庁舎 第5会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 株式会社住宅センター  
代表者氏名 白丸昇三  
事務所所在地 兵庫県宝塚市売布東の町20番17号  
免許番号 兵庫県知事（13）第200209号  
免許年月日 令和4年7月10日

兵庫県告示第908号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

取消番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R06北播位置 廃0001号	6.9.11	加東市横谷字石谷798番36号、 同 市横谷字大井谷807番1号	8.00	67.2

兵庫県告示第909号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和6年9月27日

兵庫県北播磨県民局長 成田徹一

- 1 重要調整池の所在地  
加東市木梨字原南山1134番62の一部、1134番67の一部、1134番69の一部
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
加東市	加東市社50番地	市長 岩根 正

兵庫県告示第910号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第16条第1項の規定により、次の重要調整池について、同条例第14条第1項の義務を免除する。

令和6年9月27日

兵庫県北播磨県民局長 成田 徹一

- 1 重要調整池の所在地  
多可郡多可町中区高岸字五反田9-1外9筆（多可町新工場1号調整池）
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社タイネクス	多可郡多可町八千代区下野間684-3	田井 三治

- 3 義務を免除する理由  
新たな開発行為により設置された重要調整池が、機能を代替できると認められるため。



**兵庫県告示第911号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年9月27日

兵庫県北播磨県民局長 成田 徹一

- 1 指定する貯水施設の所在地  
加東市山国ハコキ635、同市山国奥ノ森2011、同市山国奥新池2018、同市山国奥谷2034-1、同市山国谷田2017、同市山国中尾2027、同市出水芝の口5-1、同市上久米大年ノ下78、同市下滝野ヌタバ1276-1、同市下滝野下ノ山1275-48、同市下滝野皿池1271、同市下滝野石子田113、同市下滝野大池1273-1、同市稲尾奥池329、同市稲尾中山297-1、同市曾我鍋子646、同市多井田長坂644、同市秋津西山2009、同市秋津中尾釜坂1985、同市秋津中尾1992、同市長貞奥山ノ谷1811、同市長貞南中尾1824-56、同市長貞谷深谷1780-1、同市長貞深谷1790、同市長貞南山1649-1、同市永福大池ヶ谷487、同市永福中ノ池558、同市永福畑ヶ谷375、同市永福坊ノ谷171、同市岡本新皿池1643、同市南山5丁目3-1、同市栄枝ヲモ谷468-1、同市大畑附谷1255-5
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
山国地区	加東市山国1619	久井 亮仁
出水地区	加東市出水838-1	舟坂 幸弘
上久米地区	加東市上久米290-4	松下 有一
下滝野地区	加東市下滝野三丁目51	黒崎 明
稲尾地区	加東市稲尾178	大西 重義
曾我地区	加東市曾我22	杉山 和史
多井田地区	加東市多井田121-1	西山 修三
常田地区	加東市秋津1027	川居 利英
西戸地区	加東市秋津1797	石田 浩之
長井地区	加東市長貞1397	大久保 義信
長谷地区	加東市永福646	岩崎 安博
岡本地区	加東市岡本512-2	藤本 隆裕
栄枝地区	加東市栄枝640-1	大西 久雄
蔵谷地区	加東市大畑1184-8	柴崎 茂昭

- 3 指定する理由  
地域の治水対策について特に必要があると認められるため。

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和6年9月27日

契約担当者  
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る業務の名称  
令和6年度新長田キャンパスプラザ庁舎総合管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県保健医療部医務課  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年8月19日
- 4 落札者の名称及び住所  
日東カストディアル・サービス株式会社神戸支店  
神戸市中央区三宮町3丁目7番6号 神戸元町ユニオンビル9F
- 5 落札金額  
27,000,000円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年7月9日

都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画地区計画	学園南地区地区計画
三田市	阪神間都市計画ごみ焼却場	2号三田市ごみ焼却場

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン姫路店

所在地 姫路市増位本町二丁目12番10号

- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- |    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	笹田 賢一
-------------	-------------------	-------

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	梅田 圭
-------------	-------------------	------

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	笹田 賢一
-------------	-------------------	-------

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
--------	----	--------

株式会社御座候	姫路市阿呆甲611番地の1	山田 宗平
---------	---------------	-------

茶畑 真一	姫路市飾磨区今在家1070番地の5	
-------	-------------------	--

外14者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社サンエム	姫路市東郷町1449-7	水田 隆文
----------	--------------	-------

外14者

4 変更年月日

令和6年4月23日ほか

5 届出年月日

令和6年9月3日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

- (2) 縦覧期間

令和6年9月27日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

令和7年1月27日

- (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ加古川店

所在地 加古川市平岡町一色字上池649番地1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | 名称     | 住所              | 代表者の氏名 |
|--------|-----------------|--------|
| 株式会社フジ | 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号 | 山口 普   |

- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社山陽マルナカ	岡山市南区平福一丁目305番地の2	宮宇地 剛
株式会社しまむら	さいたま市北区宮原町二丁目19番地の4	北島 常好

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社しまむら	さいたま市大宮区北袋町1-602-1	鈴木 誠

- 4 変更年月日

令和6年3月1日ほか

- 5 届出年月日

令和6年8月29日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年9月27日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年1月27日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年9月27日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

ロータリ除雪車1台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和7年3月26日(水)

(4) 納入場所

新温泉土木事務所(詳細は仕様書のとおり。)

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 久佐賀

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和6年9月27日（金）から同年10月11日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和6年11月7日（木）午後2時 兵庫県庁1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和6年11月6日（水）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和6年9月27日（金）から同年10月11日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（ただし、令和6年10月11日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和6年10月30日（水）午後5時から同年11月7日（木）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和6年9月30日（月）から同年10月23日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和6年9月30日（月）から同年10月11日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（ただし、令和6年10月11日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

## ウ 提出書類

- (7) 仕様確認申込書
- (4) カタログ等の仕様を確認できる書類

## エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

令和6年10月30日（水）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年11月5日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年11月21日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。





### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

#### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 久佐賀

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和6年9月27日(金)から同年10月11日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

令和6年11月7日(木)午後3時 兵庫県庁1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和6年11月6日(水)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

#### (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和6年9月27日(金)から同年10月11日(金)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで(ただし、令和6年10月11日(金)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和6年10月30日(水)午後5時から同年11月7日(木)午後3時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

### 4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和6年9月30日(月)から同年10月23日(水)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和6年9月30日(月)から同年10月11日(金)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで(ただし、令和6年10月11日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(イ) 仕様確認申込書

(ロ) カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

令和6年10月30日(水)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年11月5日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年11月21日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 Snow plow truck (vehicle, 7 tons)

## (3) Delivery period: October 31, 2025

## (4) Delivery place:

Tatsuno Public Works Office

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 October 11, 2024
- (6) Deadline for tender:  
15:00 November 7, 2024 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 November 6, 2024 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Ms. Kusaga, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural  
Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4937



### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年9月27日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
除雪ドーザ3台
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
令和7年10月31日(金)
- (4) 納入場所  
豊岡土木事務所及び養父土木事務所(詳細は仕様書のとおり。)
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

##### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 久佐賀

電話 (078) 341-7711 内線4937 FAX (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和6年9月27日（金）から同年10月11日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和6年11月7日（木）午後4時 兵庫県庁1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和6年11月6日（水）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和6年9月27日（金）から同年10月11日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（ただし、令和6年10月11日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和6年10月30日（水）午後5時から同年11月7日（木）午後4時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和6年9月30日（月）から同年10月23日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和6年9月30日（月）から同年10月11日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（ただし、令和6年10月11日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和6年10月30日（水）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年11月5日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市砂子字中瀬戸192番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都品川区大崎一丁目11番2号  
株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年5月27日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-2号（6赤穂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市龍野町末政字婦コサ102番1、110番1、111番1、111番4、112番1、113番、114番、113番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市龍野町富永1005番地44  
株式会社TATSUNO 代表取締役 神山聡志
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年8月9日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-20-2号（5たつの）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年9月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町馬場字樋ノ上315番5の一部、318番、318番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
揖保郡太子町東保517番地の3  
泰成建設株式会社 代表取締役 中村昭則
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年8月28日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-21-2号（5太子）

**病院局公告**

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方について、次のとおり公示する。

令和6年9月27日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
勤怠管理系WAN基盤構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県病院局企画課 神戸市中央区下山手通5-10-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年8月6日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
NTTビジネスソリューションズ株式会社 神戸市中央区海岸通11番
- 5 随意契約に係る契約金額  
144,696,200円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号

## 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告

## 漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、姫路市家島町地先海域に整備された播磨灘中西部地区増殖場の機能の確実な発揮を図るため、令和6年9月11日に次のとおり指示した。

令和6年9月27日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 田沼政男

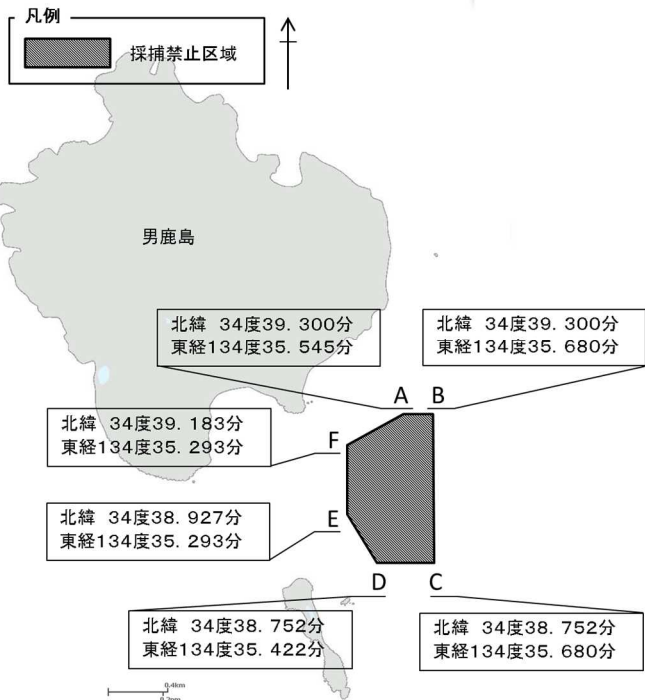
- 1 指示番号  
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会指示第1016号
- 2 指示事項  
何人も、次に掲げるA、B、C、D、E、F及びAの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域並びにG、H、I、J及びGの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域及びK、L、M、N及びKの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域においては、水産動植物を採捕してはならない。  
ただし、国又は兵庫県が調査研究のためにする採捕及び兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会が公益のために必要であると認めた採捕については、この限りではない。

〈各点の位置〉

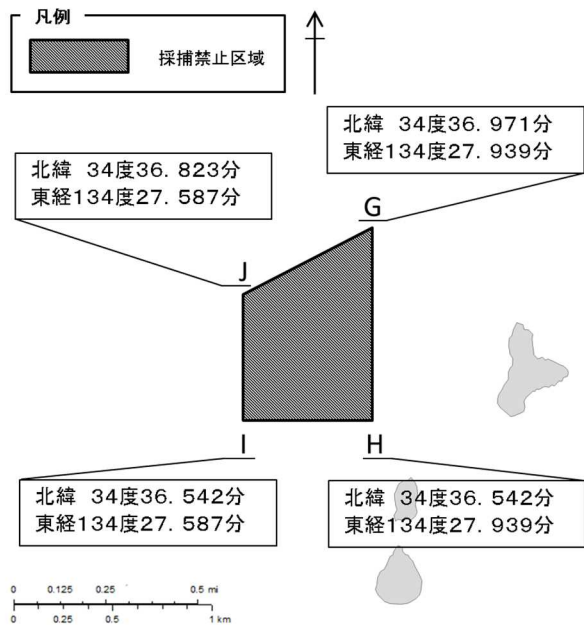
- A 北緯34度39.300分、東経134度35.545分
- B 北緯34度39.300分、東経134度35.680分
- C 北緯34度38.752分、東経134度35.680分
- D 北緯34度38.752分、東経134度35.422分
- E 北緯34度38.927分、東経134度35.293分
- F 北緯34度39.183分、東経134度35.293分
- G 北緯34度36.971分、東経134度27.939分
- H 北緯34度36.542分、東経134度27.939分
- I 北緯34度36.542分、東経134度27.587分
- J 北緯34度36.823分、東経134度27.587分
- K 北緯34度38.068分、東経134度35.413分
- L 北緯34度37.592分、東経134度35.413分
- M 北緯34度37.592分、東経134度35.267分
- N 北緯34度38.068分、東経134度35.267分



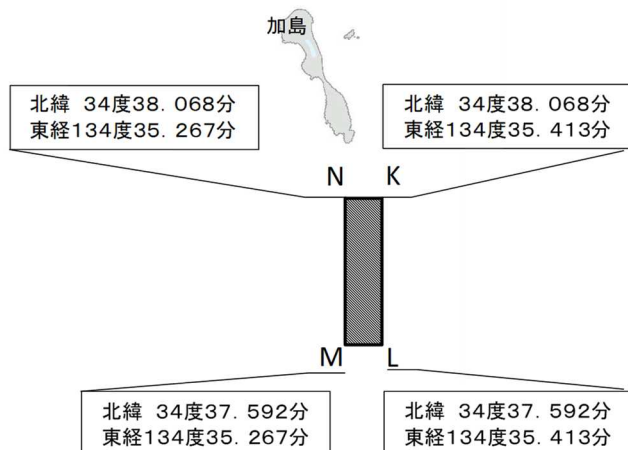
加島地区



三ツ頭島地区



加島南地区



3 指示の有効期間

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第12号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第30条の2第1項の規定により、令和6年9月5日付けで次のものを文化財登録原簿に登録した。

令和6年9月27日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

| 種別        | 文化財の名称   | 所在地 | 保存関係者       |
|-----------|----------|-----|-------------|
| 登録無形民俗文化財 | 御形神社の御当祭 | 宍粟市 | 御形神社氏子責任役員会 |

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第231号

平成12年兵庫県公安委員会告示第127号（運転免許取得者教育施設の認定）に係る認定教育実施者について、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第5条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第7条第2項の規定により、次のと

おり公示する。

令和6年9月27日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

- 1 届出に係る認定教育実施者  
株式会社和田山自動車学校（和田山自動車教習所）
- 2 変更に係る事項  
代表者の氏名  
変更前 藤原 みさと  
変更後 藤原 哲也